

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年5月12日

静岡県知事 川勝平太

1 試験日時及び会場

(1) 試験日

令和2年9月3日（木）

(2) 受付時間

午前9時から午前9時30分まで

(3) 試験開始時間

午前9時30分

(4) 試験会場

静岡県クリーニング会館

静岡市葵区伝馬町20番地の11

受験者数によっては、その他の会場と併用する場合がある。

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識

(4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定により、前記(2)及び(3)の者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 出願方法

クリーニング師試験受験願書に次の書類を添えて、保健所（住所地が静岡市の者にあつては静岡市保健所（本所又は支所）、浜松市の者にあつては浜松市保健所（本所又は支所）、その他の者にあつては静岡県の保健所（本所、支所、分庁舎又は保健支援室））に本人が持参することとする。

ア 履歴書

イ 写真票

ウ 受験資格を有することを証する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）

注1 受験願書、履歴書及び写真票は所定の用紙によることとする。

2 令和元年度静岡県クリーニング師試験受験者は、そのことを証する書類（結果通知書又は受験票）の提出により上記ウの書類の提出を省略することができるものとする。

3 受験資格を有することを証する書類又は令和元年度静岡県クリーニング師試験受験者であることを証する書類が写し（卒業証書の写し等）である場合は、提出の際本証を提示することとする。

4 受験願書記載の氏名が、受験資格を有することを証する書類又は令和元年度静岡県クリーニング師試験の受験者であることを証する書類に記載された氏名と異なる場合は、戸籍抄本を添付することとする。

(2) 受験手数料

7,500円（静岡県収入証紙によることとする。）

なお、納入された受験手数料は返還しないものとする。

(3) 受験願書の受付期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月10日（金）まで

（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）

5 携行品

(1) 受験票（受験票は、受験資格審査終了後、試験日の5日前までに交付するものとする。）

(2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

6 試験結果の発表

試験結果は、令和2年9月25日（金）に各受験者あてに発送するものとする。

※事前に試験結果の問い合わせには応じないものとする。

7 その他

(1) 試験案内及び諸用紙は、保健所（本所、支所、分庁舎又は保健支援室）へ請求することとする。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（角型2号（縦33.2センチメートル、横24センチメートル）に、あて先を明記して、140円切手を貼ったもの。）を同封することとする。

(2) 試験に関する問い合わせは、静岡県健康福祉部衛生課生活衛生班（電話054-221-3281）又は保健所（本所、支所、分庁舎又は保健支援室）にすることとする。